

委員会提出議案第6号

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の推進を
求める意見書について

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の推進を
求める意見書を次のとおり提出する。

令和2年12月22日提出

西条市議会環境消防委員会委員長 藤井武彦

ライドシェアの導入に反対し、安全・安心なタクシー事業の推進を求める意見書

地域の面的な交通ネットワークを支えるタクシーは、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスが可能であり、移動の自由度が高いことから、高齢者や身体の不自由な方などを含め、利用者の個々のニーズに対応できる公共交通機関として、国民生活の中で大きな役割を担っている。

また近年では、地元自治体の要望を受けて乗り合いタクシーを展開するなど、特に過疎地域における地域住民の移動手段としてますます必要性が増している。

その一方、シェアリングエコノミーの成長を促すという名目で、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する、いわゆる「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。「ライドシェア」は、その事業主体が運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としていることから、安全の確保や利用者の保護といった観点からの懸念が払拭できない。

このことは、道路運送法、道路交通法及び労働基準法等のさまざまな法令を遵守し、安全運行にコストをかけ、市民に安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、平成25年11月に議員立法により改正された「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」の意義を大きく損なうものでもある。

よって、国において下記事項について必要な措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 市民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアを導入しないこと。
- 2 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月22日

愛媛県西条市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（規制改革）

提案理由
口頭說明